

## 令和5年 天草市農業委員会第4回総会議事録

令和5年4月25日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和弘 君
3番	金棒 康二 君	4番	淀川 洋一 君
6番	中村 三千人 君	7番	野中 幸廣 君
8番	平岡 敬則 君	9番	川口 明 君
10番	富崎 ますみ 君	11番	黒川 紀世子 君
12番	端田 睦子 君	13番	山並 彰一郎 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

5番 猪原 真滋 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	上原 和之	局長補佐	松本 馨
書記	浦川 優也	書記	濱 朋也
書記	宮川 楓大		

### 4、議事日程

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第22号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第23号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第24号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について
日程第6	議第25号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉 会

開 会 14時00分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和5年天草市農業委員会第4回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。先ほど自己紹介がありましたが、今年度から農業委員会事務局に井上さんと中野さんに代わりまして、宮川さんと竹田さんの新しいメンバーを迎えてのスタートとなります。また、コロナウイルスについては、マスクの着用が自己判断になるなど規制の方が大分緩和されました。ただ、農業委員会の総会については、限られたスペースに大勢が集まりますので、もう少しの間マスクを着用していきたいと考えております。これまでは、様々な行事がコロナによって中止や縮小をされてきましたが、これからは今までどおりに開催されるのが予想されますので、そのことについてもご協力をお願いしたいと思っております。本日は3条が10件、4条が2件、5条が12件、利用権設定が56件、非農地が2件、合計82件の議案が提案されています。慎重なるご審議をしていただきながら、進めていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（上原和之君） 本日は、5番猪原委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、6番中村委員、7番野中委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第21号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、亀場町の田507㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜と果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。井上推進委員と見に行きました。申請地の手前に

住宅が建てられており、近くの畑を買ってほしいとの相談があったそうです。すでに畑として利用されているところもあり、何も問題はないと思います。以上です。ご審議方お願いします。

○議長(本田実君) 資料②の申請理由で、新しく追加されたものがありますので、これについて松本局長補佐より説明をお願いします。

○事務局(松本馨君) このたび農地法及び基盤強化法の改正が行われ、天草市では40aとなっており、下限面積の要件が撤廃されました。これによって4月からは、農地を持っていない方や農地を借りて耕作をしていない方についても自給的農業を行うためなどの理由によって農地を取得することができるようになりました。こちらの案件についても、譲受人は、相当な田んぼをお持ちの方ですが、田んぼについては、すべて営農組合に利用権設定で貸しておられます。今回の申請は、自宅に隣接する畑で自給的農業を行うために野菜を作られる予定となっております。今後は、このような案件が増えてくることが想定されます。よろしくお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 分かりました。さきほどの件で、〇〇の区長さんとお話ししましたが、このような農地の売買で耕作放棄地が少し減るのではないかと話されておりました。私も法改正によって変わったことはいいことではないかと思います。以上です。

○議長(本田実君) ありがとうございます。説明にもありましたとおり、令和5年度の4月から法改正があり、このような案件はこれからどんどん増えていきます。事務局の方で、事前に精査をした上で、総会の議題にあげていただきますので、皆さんも十分注意をしながら現場確認をお願いしたいと思います。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。佐伊津町の譲受人は、福岡県の譲渡人より、佐伊津町の畑1,031㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申

請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。堤内推進委員と現地確認に行ってきました。きれいに手入れがしてありまして、あとは、何か作付けをするだけかなと思って見してきました。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田4,733㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へそれぞれ約〇〇kmと〇〇km、〇〇kmです。青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と飼料稲、果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。松下推進委員と見に行きました。親子間の贈与ということで、跡取りもいて心配ないということでございましたので、許可しても良いかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページと2ページをご覧ください。4番について説明します。深海町の譲受人は、深海町の譲渡人より、久玉町と深海町の畑30,782㎡を贈与により

取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇と〇〇、〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 4 枚あります。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（金棒康二君） 3 番金棒です。4 月 22 日に担当の推進委員と現地確認に行きました。名前をど忘れしてしまったため、教えていただけますか。

○事務局（濱朋也君） 宇土推進委員さんでしょうか。

○3 番（金棒康二君） 間違いありません。宇土推進委員と確認に行ってきました。譲受人と譲渡人は、祖父と孫の関係にあたります。現在でも譲渡人は、牛深でもトップクラスの果樹農家です。幸いにも、昨日譲受人にお会いしてきましたが、やる気に満ちており、これから皆さんのモデルになるほどの素晴らしいミカンを作ってくれるのではないかと我々も大変期待しております。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 5 番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田 426 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。なお、今回猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。4 月 20 日に松本勇二最適化推進委員と現地確認を行いました。現地はきちんと管理されており、最適化推進委員からも何ら問題はないのではないかとこの意見をいただきました。4 月 19 日に譲受人の自宅を訪問し、現地確認に何う旨をお話ししたところ、該当の農地は譲受人の農地に挟まれた農地であり、譲渡人より管理して欲し

いと話があったことから今回の申請になったとのお話をお聞きし、今回の件については何ら問題ないことを確認致しました。ご審議の程よろしくお願い致します。以上となります。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田2,831㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培されています。こちらの案件も猪原委員が欠席のため、猪原委員の意見を代読させていただきます。4月20日に松本勇二最適化推進委員と現地確認を行いました。現地は以前から譲受人によって耕作されており、現地には早期米の作付けが行われていました。4月18日に譲受人と会い、現地確認に伺う旨をお話したところ、以前より譲渡の話があったが、ようやく申請することになったとのお話をお聞きしており、今回の件については何ら問題ないことを確認致しました。ご審議の程よろしくお願い致します。以上となります。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7番について説明します。新和町の譲受人は、福岡市の譲渡人より、新和町の田929㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大宮地宮地岳線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になり

ます。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。4月19日に小田推進委員と現地確認を致しました。譲受人にお話をお聞きしましたが、何ら問題ないかと思えます。ところで、申請書を見て一点気になることがありましたので、確認致します。住所と農地の面積が間違っているため、訂正がされているのですが、周辺には訂正印がありませんが、どうしてなのでしょう。

○事務局（濱朋也君） こちらは、申請書の右上に申請者の印と同じ捨て印を捺印していただくことで、事務局で住所や面積等の訂正箇所があった場合に訂正が可能となっております。

○6番（中村三千人君） この申請書は、譲受人が出されたと思いますが、譲受人が自分の住所を間違えるというのは考えにくいと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局（濱朋也君） こちらの、申請書を提出されたのは行政書士事務所で、住所を入力する際に打ち間違ってしまったのではないかと思います。以上です。

○6番（中村三千人君） 面積も書き直していますが、登記簿があるわけですから、受付の段階で確認しなければならないのではないのでしょうか。

○事務局（濱朋也君） はい。受け付けた時点で誤りが確認できたため、訂正してよろしいかお聞きし、了承を得た次第です。

○6番（中村三千人君） 間違いはあるかと思いますが、その際は訂正印を押してなければいけないと思います。あとで書き直しが効くのではよくないのではないのでしょうか。

○事務局（上原和之君） 書き直しができるように、右上に捨て印を押していただくようにしております。

○6番（中村三千人君） 捨て印が訂正印になるということでしょうか。

○事務局（上原和之君） そのとおりです。

○6番（中村三千人君） 分かりました。

○議長（本田実君） 再度確認します。この資料の住所と面積はこれで合っているのでしょうか。

○事務局（濱朋也君） こちらの住所と面積は訂正したもので間違いありません。

○議長（本田実君） 分かりました。受け付けについてはしっかり訂正印を押していただいて整理するようにお願いします。

○事務局（松本馨君） 先ほどの説明に補足をさせていただきます。担当から説明を致しましたが、この案件は、行政書士事務所から窓口で申請されております。その書類はパソコンで入力したもので、地番や面積が間違っておりましたので、窓口で訂正をしていただきました。

その訂正のための捨て印はそれぞれ申請書の右上の譲受人、譲渡人の両方に押ししていただくようにしておりますので、手続き上は何ら問題ないかと思えます。以上です。

○6番(中村三千人君) ただいまの説明だと譲受人と譲渡人の両方の捨て印が必要になってくるということでしょうか。

○事務局(松本馨君) そのとおりです。

○6番(中村三千人君) こちらの申請書には一つしか写っていないのですがどうしてでしょうか。

○事務局(松本馨君) 原本の申請書では二つありますが、コピーを印刷した際に、写りが悪かったようです。譲受人と譲渡人両方から捨印はいただいております。

○6番(中村三千人君) 私達農業委員は、コピーしていただいたものを見て確認をします。捨印は鮮明にしっかりと必要な場所に分かるように押ししていただかないと、確認ができないので、きちんと見えるように印刷をお願いします。

○事務局(松本馨君) 分かりました。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の2ページと3ページをご覧ください。8番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑179㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番(山下和弘君) 2番山下です。4月20日に地元の小松山推進委員と現地確認をして参りました。ただいまの事務局の説明のとおりで問題ないかと思えます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 9番について説明します。天草町の譲受人は、天草町の譲渡人より、天草町の畑608㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番(川口明君) 9番川口です。4月18日に現地確認を行いました。その後、野田推進委員さんに状況の確認をして、何ら問題ないというご意見をいただいております。現地の状況からも何ら問題ないかと思えます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 10番について説明します。河浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、河浦町の田と畑540㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と野菜を栽培される予定です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番(野中幸廣君) 7番野中です。4月20日に現地確認を致しました。譲受人とお会いしてお話しをさせていただきました。以前は瓦や重機などを置いていたそうですが、私が見に行った時は、それらを撤去して畑として使っていくようなことをおっしゃられていました。

右側の写真は、周辺にある自分の田んぼと一体化したいというようにお話をされていました。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田と畑1,239㎡を駐車場及び資材置場、石材加工場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。全部で3つあります。次が2つ目です。次が3つ目です。土地利用計画の内容は、石材業を営むにあたり、当時駐車場と資材置場、石材加工場が必要であったため、駐車場4台、資材置場、作業場、休憩室、工具置場、廃液沈殿槽、石材積降場、石材加工機材置場として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○11番（黒川紀世子君） 11番黒川です。4月18日に現地確認をして参りました。下浦町はみかんと石の町であちこちに石材屋さんがあります。規模を徐々に大きくして、自分の土地だからということで、農地と資材置場が混在しているところが何箇所かあります。この場所も時々行きますが、久々にいったら資材置場や道具置場の部分がかなり大きくなっていました。自分の農地であっても、農地以外として利用する場合は許可が必要ということを知られておらず始末書が出ております。自宅の周辺で生計を立てるために使われたということで、仕方がなかったのかなと思います。そのような状況でしたのでご報告いたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 2番について説明します。転用者は天草町の個人で、亀場町の田198㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、駐車場8台、転回スペースとして利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。井上推進委員さんと一緒に現地確認に行きました。区長をされている井上さんの話では、始末書には、令和3年とありますが、かなり前から埋めてあったとおっしゃられていました。隣にも駐車場がありましたが、そこに境をつくる時から現在の状況だったということで、始末書に書いてあることが事実なのかが気になりました。申請地は埋めてあり、周辺は住宅地なので、農地に戻すのは難しいなあと思いました。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。私の記憶違いでなければ、ここは令和3年くらいに私が現地確認に行ったところでした。その時に、天草町の方が畑にして作るということで、本当に作れるのかという質問をしたと思います。時々通りますが、ずっと雑種地のような感じになっていました。それで、今始末書が提出されたということで、これでいいのかと思いますがいかがでしょうか。いずれここは宅地か雑種地になるのだろうなと思いながら現地確認をしたところでした。

○7番(野中幸廣) 7番野中です。当時の天草町の農業委員さんであった〇〇委員が経営規模を拡大するために農地を取得したいとおっしゃられていたと記憶しております。

○事務局(上原和之君) 3条の申請段階では農地を耕作目的で取得される場合に当たっては、その農地を耕作できる状態にさせていただくこと等を原則に、3条許可を出しております。3

条申請をされた時点では、申請自体に不備はなかったと考えているところです。その後このような状態になったというケースについては、個人の財産になりますので、制限をするという部分については、なかなか難しいというような見解ではあります。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。確かに個人の財産なので制限はなかなかかけられないかと思いますが、農地として利用が見込めない所が下限面積の撤廃がされたことで、これからどんどん出てくると思います。

○事務局(上原和之君) 農地を取得される際は、譲受人に対して、通常は3年3作、少なくとも1年1作はしてくださいと、窓口にて指導をしております。

○4番(淀川洋一君) 3年3作もしくは1年1作してくださいという指導をされるのですね。そのあとに例えばきちんと使われているかという追跡調査のようなことはしておられないのですか。

○事務局(上原和之君) 農地の利用状況調査を年に1回推進委員さんに実施していただくことになっておりまして、その際に転用が行われているような農地については、こちらの方から指導を行っているところであります。

○議長(本田実君) 今後このような非常に難しい案件が出てくると思われます。事務局は、もう少し協議をして、次回の総会の時に、このことについて詳しく説明をしていただく必要があると思います。農地として購入した場合、雑種地として売却すれば、利益が発生するわけですから、何年か耕作して売るという可能性も多くなるわけです。上天草市や苓北町に問い合わせさせてみても、このような案件は上がってきていないそうなので、私達もそこをどうするのか考えなくてははいけません。これは天草地区内などで全体的に話し合っ、足並みを揃えていかなければいけないと思いますので、もう少し内部で打ち合わせをさせていただいて、皆さんにお諮りしていかなければいけないかなと考えております。

○6番(中村三千人君) 6番中村です。ただいま淀川委員さんが言われたように、これからこの案件に類似した案件は多く出てくると思います。その時にこの案件でどのような受け付けをしたのかが出てくると思います。そのあたりを慎重に対応していかなければ、例をつくってしまい、農業委員の審議も難しくなるのではないのでしょうか。

○議長(本田実君) その部分は十分に注意をしておりましたが、新たに出てきたわけですね。ですから、今後どうするかを私達だけではなく、県の上部団体とも相談しながら進めていこうと考えております。

○6番(中村三千人君) 私もあそこの通りは、よく通って見ていました。誰がどのようにされるのかを見ていたのですが、やはり頻繁に車が停めてあり、畑ではなかったもので、いつ申請が出てくるのかと思っていました。

○議長(本田実君) そこが難しい問題です。何年耕作すればいいなど、そのような決まりを設定してもいいと思うのですが、天草市農業委員会だけでは難しいところがございますので、上部団体、あるいは横の団体とも一緒に協議しながら、進めさせていただければと思います。この件につきまして、他に質問はありませんか。

○9番(川口明君) 9番川口です。以前の状態というのはよく分からないですが、自給的農業をする場合、何年自給的農業をすれば、転用しても良いというような決まりはあるのでしょうか。

○事務局(松本馨君) 窓口の方では、3条で農地を取得される際は、1年1作を必ずお願いしております。その後転用をするのであれば、転用の申請をしてもらうようお願いしております。

○9番(川口明君) 分かりました。この案件は、〇〇月〇〇日に着工ということになっておりますので、できれば許可していただければと思っております。

○事務局(松本馨君) 委員さんが現地を見られて、前回3条で取得をされたときから農地の状態ではなかったとお話がありました。私たちも現地確認に行きまして状況を確認しておりますけれども、窓口で聞き取りを行う際に将来的に転用をしたいという意向があれば、3条の取得をせずに、そのまま転用の手続きに持っていくような対応を事務局の方でしたいと思っております。相手が将来的にどうしたいのか、窓口の方で聞き取りをしっかりと、聞き出してくださいということを担当の方には伝えております。中村委員さんが言われましたとおり、ここ2、3年通るけれども状況は変わっておらず、車も頻繁に停めてあるというような状況でございましたので、当初からそういう計画であったのではないかと考えられます。そうであれば、窓口の申請の際にそういう計画があるのならば、その計画の申請をしてもらうという方向に進めさせていただく必要があったのではないかなと思っております。今後、こういった案件が恐らく出てくると考えられます。こういった案件について窓口でしっかりと職員の方で聞き取りを行って、どうされたいのかということを確認した上で、申請をしていただくような仕組みにもっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただいま事務局から説明がありましたけれども、もし転用の可能性があるならば転用の申請をしてもらうということによろしいでしょうか。この件につきましては、このまま諮っていきたいと思っております。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑507㎡に賃貸借権を設定し、車両・飼料置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、農業用施設のため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、飼料置場及び駐車場が不足しているため、飼料156個、駐車場3台、通路として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、貸主より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。こちら、井上推進委員さんと行ってきました。そこは、始末書には転用したのが昭和60年頃と書いてありました。先代からなので、仕方ないのかなと思います。写真や動画の方にも写ってございましたけれども、飼料が置いてありました。車も、確認に行った時に停まっておりましたので、問題はないと思います。以上です。お願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は城下町の法人で、佐伊津町の田と畑970㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色

した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材置場が不足しているため、建設資材置場、クラッシャーラン置場、油圧式ショベル 2 台、トラック 5 台として整備し利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。堤内推進委員と現地の確認に行きました。譲受人が言われるには、資材置場として、広くていい所だということでした。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 264 m<sup>2</sup>を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の住まいが手狭で不便なため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。こちら、堤内推進委員さんと現地確認に行きました。個人住宅を建てたいということで、日当たりもよく、とてもいいところだと思って見て参りました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の5ページと6ページをご覧ください。この案件は令和4年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和4年天草市農業委員会第12回総会において許可見込みありと判断され、令和5年3月に除外されたものです。4番について説明します。転用者は苓北町の法人で、本町の田3,869㎡を売買により取得し、工場へ転用をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、近年工場の規模拡大により現在の工場が手狭となり、移転したいため、工場1棟、駐車場59台、搬入搬出通路として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○12番(端田睦子君) 12番端田です。ここは、松下推進委員さんと現地確認に行きました。松下委員さんが、ここは前にも申請が上がっていなかったかなと言っておられましたが、どうでしょうか。

○事務局(濱朋也君) 前回審査していただいた時は、農振除外の手続きのため、転用見込みの有無を確認するために、現地確認をしていただきましたが、今回は3月に農振除外が完了し、転用許可手続きのために現地確認をしていただいた形となります。

○12番(端田睦子君) 分かりました。問題ないという話をしてきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 5番について説明します。転用者は志柿町の個人で、本渡町の田808㎡を売買により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、資材置場が不足しているため、建設資材置場、クラッシャーラン置場、油圧ショベル1台、トラック5台、通路として整備し利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地に行きまして、事務局の説明のとおりですので問題ないと思います。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 6番について説明します。転用者は茶北町の法人で、本渡町の田1,698㎡を売買により取得し、建売住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡茶北線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅としての需要が見込まれるため、住宅5棟、駐車場各3台、庭、道路、通路として整備し利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地の確認に行きました。事務局の説明どおり、道路と住宅に挟まれた、住宅として認められるような所です。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 7 番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の田 327.38 m<sup>2</sup>を売買により取得し、店舗へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在洋菓子店を営んでおり、自己所有の新店舗を建築したいため、店舗 1 棟、従業員用駐車場 6 台、来客用駐車場 4 台、転回スペース、庭として整備し利用する計画です。資料③の 11 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。こちらでも先日、山下推進委員と現地確認に行きました。この案件は、区長さんからケーキ屋さんに移転するために、適当な土地はないかと相談があった案件です。スクリーンの動画を出していただいでよろしいでしょうか。正面のクリーム色の家屋は〇〇屋さんですが、そこが今年の始めの転用申請があったところです。譲渡人が同一人物で、子供は農業をしないので、自己所有の農地を処分したいとのことでした。問題ないかと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。申請地は、337 m<sup>2</sup>のうちの 327.38 m<sup>2</sup>となっていますが、残りの農地はどのようにして残るのですか。

○事務局（濱朋也君） こちらの案件ですが、分筆予定であり、残りの土地に関しては、隣接した農地で農業をされている方の農地への通り道として利用したいとのことでした。以上です。

○議長（本田実君） ここを農地として残しても農業はできないわけですから、隣接した農地で

耕作をされている方に道に変更をする手続きを取ってもらうように事務局で案内しなければいけないと思うのですが。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。現在の地主の方がおっしゃっていましたが、本来なら全て買ってほしいという話でしたが、分筆をして一部は残してほしいという交渉があり、このような結果となりました。

○議長（本田実君） この案件に限らず、全体を見渡した時に、このような案件がありますから、どのようにするべきか事務局できちんと判断をしていただきたいと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 7 ページをご覧ください。8 番について説明します。転用者は北原町の個人で、浄南町の畑 897 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅 1 棟、駐車場 17 台、自転車置場、通路として整備し利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地確認を致しました。以前ここは、私が推進委員の時に農地の調査に回ったところ。何年もこのような状態で、始末書は出ていますけれども、このような状態でいつ住宅になるのかなと思っていました。こういう場所ですので、農地として利用するのは難しいので、問題はないとは思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 9番について説明します。転用者は芥北町の法人で、北原町の田459㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として農林水産省令で定めるものの施行に係る第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地2区画として整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。ここも先日、山下推進委員と現地の確認を致しました。事務局の説明のとおりであり、近隣の方々の同意書も提出されておりますので、何ら問題ないかと思えます。以上です。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 10番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑685㎡に賃貸借権を設定し、駐車場及び資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時駐車場と資材置場が不足し

ていたため、従業員駐車場 6 台、来客用駐車場 4 台、トラック 1 台、重機 2 台、資材置場、転回スペースとして利用する計画です。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、貸主より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。4 月 23 日、地元の原田推進委員と現地確認を行いました。借受人は電気関係の事業を営んでおられまして、今回両サイドの建物が元々は市の所有で、売りに出ているということで両サイドの建物を買って、真ん中の空き地を賃貸借して利用するというので、事務局の説明のとおり、問題ないと思われます。始末書も出されています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 11 番について説明します。転用者は福岡県の個人で、五和町の畑 557 m<sup>2</sup>に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、集落接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在の住まいが犬 3 頭と一緒に暮らすには手狭で不便なため、住宅 1 棟、フリスビー練習場所兼ドッグランスペース、駐車場 4 台、来客用駐車場 2 台、通路、庭として整備し利用する計画です。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。4 月 24 日、地元の馬場推進委員と現地確認をして参りました。周りは住宅が作られておりまして、なかなかその地域の後継者がいらっしやらないということで、農地は使われていない状態です。仕方がないのかなと思いついて参りました。

した。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、12番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 12番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田1,054㎡に賃貸借権を設定し、倉庫及び廃品置き場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、倉庫及び廃品置き場が不足しているため、倉庫1棟、廃品置場として利用する計画です。資料③の16ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、借主より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。4月20日に現地確認を行いました。始末書にも書いてあるとおり、平成〇〇年度からこのような状態になっています。説明にあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第24号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の9ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による

農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が49件、再設定が7件、合計56件で、筆数93筆、総面積が121,133㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の17ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第6、議第25号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 非農地証明書交付申請件数は、牛深地域が1件、五和地域が1件の計2件です。筆数は全体8筆、面積は13,645㎡となっております。資料③の18ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の37ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が2番から8番の地図です。黄色で着色した〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。こちらは全部で7枚あります。2枚目です。3枚目です。4枚目です。5枚目です。6枚目です。7枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番から8番について意見及び質疑はございませんか。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。6番と7番の写真は、一緒の写真ではないでしょうか。

○事務局（松本馨君） 筆が小さいため、同じ写真を使わせていただきました。

○10 番(富崎ますみ君) 分かりました。

○議長(本田実君) 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(宮川楓大君) 資料②の38ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は1件。田を畑として利用したいというものでした。第4条の許可不要転用届は2件。どちらも農業用倉庫として利用したいというものでした。第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

---

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和5年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

閉 会 16時00分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 美

署名委員 中 村 三 人

署名委員 野 中 幸 廣